

箱根町宿泊税条例骨子（案）に対する意見募集結果

1 意見募集期間

令和8年7月1日（水）から30日（木）

2 骨子（案）の公表方法

- (1) 箱根町ホームページ
- (2) 箱根町役場税務課窓口及び各出張所窓口

3 意見の提出方法

窓口持参、郵送、FAX、電子メール、LINE回答フォーム

4 意見の募集結果

8件（提出者7名）

【意見の概要と町の考え方】

No.	項目	意見内容	町の考え方及び反映状況
1	課税方式	法定外普通税に反対。法定外目的税であるべきだ。	町は、年間約2,000万人の観光客が訪れる一方で、約1万人の人口規模を大きく上回るごみ処理や消防救急体制の確保等に多額の支出が生じているという財政的課題を抱えています。また、観光客（宿泊客）が町に滞在する際に受ける便益は、観光振興施策に限らず、ごみ・下水道処理、消防救急、道路交通、防災対策等の幅広い一般行政サービスに及んでいます。 そして、それらの行政サービスは、観光客向けと町民向けに明確に区別できず、町が目指す観光まちづくりの幅広い財政需要に対応するためには、使い道を特定されない「法定外普通

			税」での導入が必要であると考えているものです。 ↓ 意見として承ります
2	税率	宿泊者 1 人 1 泊 350 円の一律定額制は、制度が簡素である一方、宿泊料金に対する負担割合という点で公平性に課題があります。低価格帯の宿泊では負担割合が相対的に大きく、高価格帯の旅館・ホテルでは小さくなります。箱根町には高価格帯の宿泊施設も多いため、例えば低価格帯は 200 円程度、中価格帯は 350 円、高価格帯は 500 円以上とするなど、宿泊料金に応じた段階的定額制を検討すべきです。 さらに、宿泊税の用途は毎年度、事業別の充当額と成果を公表し、SNS 広告、イベント、観光 PR 等については費用対効果を明確に示してください。宿泊税が単なる観光宣伝費に流用されず、町民の暮らしと観光地としての持続可能性の双方に資する制度となることを求めます。	税率設定の考え方につきましては、一律定額制、段階的定額制、定率制の大きく 3 つの考え方がありますが、宿泊料金に関わらず宿泊者が行政サービスを楽しむ程度は変わらないことや、町内には 1 泊 2 食付きの料金プランに対応している宿泊施設が多いという地域特性がある中で、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担や宿泊客に対する説明等を考慮し、簡素で明瞭な税制度である一律定額制としています。 また、宿泊税の使い道につきましては、町では観光客の受入れ等に伴う幅広い財政需要に対応していくため、使い道を特定されない法定外普通税として制度設計しています。ただし、宿泊税を活用した観光まちづくり施策や効果を明確に示すことで、制度運用の透明性を高めてまいります。 ↓ 意見として承ります
3	税率	10%が良いと思います。	税率設定の考え方につきましては、一律定額制、段階的定額制、定率制の大きく 3 つの考え方がありますが、宿泊料金に関わらず宿泊者が行政サービスを楽しむ程度は変わらないことや、町内には 1 泊 2 食付きの料金プランに対応してい

			る宿泊施設が多いという地域特性がある中で、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担や宿泊客に対する説明等を考慮し、簡素で明瞭な税制度である一律定額制としています。 ↓ 意見として承ります
4	税率	色々なお考えがあると存じますが、私は宿泊費用に対して例えば 1%が良いと考えます。 宿泊費用が 1 万円くらいと 40 万円くらいの宿泊施設が同じ 350 円というのは不公平を感じます。 また、民泊や無人の宿泊施設からも徴収してください。	税率設定の考え方につきましては、一律定額制、段階的定額制、定率制の大きく 3 つの考え方がありますが、宿泊料金に関わらず宿泊者が行政サービスを受取る程度は変わらないことや、町内には 1 泊 2 食付きの料金プランに対応している宿泊施設が多いという地域特性がある中で、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担や宿泊客に対する説明等を考慮し、簡素で明瞭な税制度である一律定額制としています。 また、宿泊施設の形態に関わらず受ける行政サービスの程度は変わらないことから、宿泊税の課税客体は、旅館業法に規定する施設や住宅宿泊事業法に規定する住宅（民泊）など、町内に所在する全ての宿泊施設への宿泊行為を対象としています。 ↓ 意見として承ります
5	その他	観光情報は SNS で得る時代に（観光 PR に）6 億の予算の必要性に疑問。宿泊税の導入自体には一定の必要性があると考えます。ただし、箱根町は既に年間 2,000 万人規模の観光客を受け入	宿泊税につきましては、観光資源の磨き上げ・掘り起こしや観光受入体制の構築等の観光振興施策の充実だけではなく、ごみ処理や消防救急体制の確

		れており、課題は単純な誘客不足ではなく、交通混雑、ごみ処理、消防救急、生活環境への負荷です。したがって宿泊税は、さらなる観光 PR や単純な誘客拡大ではなく、住民生活の維持、交通混雑対策、ごみ処理、公共交通改善、消防救急体制、観光客の分散化、環境保全に優先的に充当すべき。もう“人を呼ぶ PR”より、観光客数を適正化し、滞在の質を上げ、住民生活への負荷を下げる政策に使うべき。	保、道路整備、防災対策等を含めた観光客の受入れ等に伴う幅広い財政需要に対応することとしています。そして、宿泊税の税収額で観光客と町民双方が享受する行政サービスを維持、向上させることで、持続可能な観光地を目指してまいります。 ↓ 意見として承ります
6	その他	宿泊税は入湯税と一緒に計算納付する方が良いのでは。	入湯税は、地方税法で定める目的税として、宿泊、日帰りを問わず鉱泉浴場における入湯行為に課税するものに対して、宿泊税は、町が条例を制定することで税目を新設できる法定外税として、宿泊施設への宿泊行為に課税するものとしています。このように、宿泊税と入湯税は、根拠法令や、税目、課税対象等が異なるため、それぞれの申告書及び納付書を使用させていただく必要があると考えています。 ↓ 意見として承ります
7	その他	宿泊税導入に賛成です。	単に賛否を示したご意見については、町の考え方を示しません。 ↓ 意見として承ります
8	その他	賛成です。	